

部内局長・課長
各土木事務所長
長浜土木事務所木之本支所長
北川水源地域振興事務所長

} 様

技術管理課長

建設現場における快適トイレ設置の試行要領の改定について（通知）

このことについて、令和5年（2023年）3月27日付滋技管第71号により運用いただいているところですが、一部試行要領を改定しますので通知します。

運用は別添「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」のとおりとし、下記のとおり取り扱うこととします。

ついては、貴所属の職員に周知いただくとともに、適切に運用していただくようお願いいたします。

記

1 対象工事

現場環境改善費（率分）を計上する工事。なお、現場環境改善費（率分）を計上する工事については、「令和8年度土木工事標準積算基準書（本編・参考資料）」PI-9-1を参考にすること。

2 設計図書への記載

対象工事については、発注時の特記仕様書に別紙のとおり記載するとともに、別添「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」を添付すること。

3 改定概要

上限額を見直すとともに、上限基数を撤廃

4 適用

令和8年8月1日以降に積算業務に着手する工事

技術管理課 技術管理係 渡部・藤岡
TEL 077-528-4118
FAX 077-528-0943
E-mail dbgijutsu@pref.shiga.lg.jp

【特記仕様書記載例】

1-1-1-26 工事中の安全確保

(現場環境改善 (快適トイレ設置の試行))

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の試行対象工事である。受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、着手前に監督職員と協議を行った上で、設置する旨を施工計画書に記載して監督職員に提出し、別添「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき実施すること。

※「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」を必ず添付してください。